

# 同意書

児童扶養手当法(以下「法」という。)第4条に規定する手当の支給のために必要があるときは、法30条の規定に基づき受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者(以下「受給資格者等」という。)に関する事項につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供、報告を求めることに同意します。

また、貴課の調査又は報告要求に対し、受給資格者等が同意している旨を官公署等に伝えて構いません。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

釧路市長 あて